

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所
編集発行人 弁護士 西脇 恵史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510
法務部 03-6821-9520
商標部 03-6821-9540
FAX 共 通 03-6821-9550



2022・6・10

企業価値向上に資する 知的財産活用の事例集

特許庁は、「企業価値向上に資する知的財産活用事例集－無形資産を活用した経営戦略の実践に向けて」を公開した。

事例集は、企業価値向上に取り組む国内企業20社に対して行った実践事例のヒアリング調査から、「経営層と知財部門のコミュニケーション」などに着目して実際の事例を取りまとめた内容。

主な項目としては、「経営上の課題/中長期的な事業の方向性」「成長戦略の事例」「成長戦略の事例における知財戦略」「経営層と知財部門とのコミュニケーション」「知財戦略のステークホルダーへの開示について」の5項目について整理している。

特許庁では、知財・無形資産活用を通じた企業価値向上を目指す経営層や、知財部門・経営企画部門などに従事する人の円滑なコミュニケーションを図るために、同事例集の活用を呼びかけている。

事例集は特許庁のウェブサイトからダウンロードができる。

https://www.jpo.go.jp/support/example/chizai_senryaku_2022.html?_fsi=YhrAYTmd

水素燃料電池の特許出願 ▽WIPO▽ 中国が世界の7割占める

世界知的所有権機関（WIPO）は、特許現況レポート「輸送関連の水素燃料電池」を発表した。

2020年度の世界の水素燃料電池の特許出願件数を国籍別にみると、中国が7,261件で最も多く、全体の69%を占めた。次いで日本（1,186件、全体の11.3%）、ドイツ（646件、6.2%）、韓国（583件、5.6%）、米国（403件、3.8%）がそれに続いている。2014年までは日本がトップを維持していたが、2015年以降は、中国の独走状態が続いている。

輸送関連の水素燃料電池の出願件数をみる

と、世界全体で3,189件と、水素燃料電池全体の約3割を占めている。輸送手段別の割合では自動車が71%と最大で、船舶（10%）、航空（8%）が続いている。

企業別の輸送関連の水素燃料電池の特許に関しては、権利存続中の特許件数も公表。それによると、2021年の有効特許件数では、トヨタ自動車（2,720件）が最大で、現代自動車（1,402件）、ホンダ（1,191件）、ゼネラルモーターズ（GM）（697件）、フォルクスワーゲン（VW）・グループ（671件）などが続いている。

特許無効審判など

▽特許庁▽

口頭審理のオンライン率65.2%

特許庁は、オンライン口頭審理に関する関係資料を一覧化した「まとめページ」を公開した。

オンライン口頭審理の実施状況をみると、2021年10月1日から2022年3月31日までにオンラインでの口頭審理は30件（口頭審理全体の65.2%）が行われた。

新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル化に対応するため、2021年10月1日より、特許無効審判及び商標登録取消審判等の審理について、審判長の判断で、審判廷に出頭することなく、当事者等がウェブ会議システムを通じて口頭審理に関与できるようになった。

この度公開された「まとめページ」では、実務ガイドやQ&Aをはじめとして、実施要領やオンライン出頭希望書の様式、各種トラブルと対応例等が公開されている。

詳細は特許庁HP

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryo.html

	特許	実用新案	意匠	商標	合計
口頭審理全体	41	0	4	1	46
オンライン口頭審理	26	0	3	1	30
オンライン率	63.4%		75.0%	100%	65.2%

（出典：特許庁HP）

解説

進歩性の判断（出願日当時の周知技術を参考した引用発明の認定）
知的財産高等裁判所 令和3年（行ケ）
第10080号 審決取消請求事件
令和4年5月11日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「図柄表示媒体」とする特許第6440319号（本件特許）の特許権者である。原告が本件特許のうち請求項1に係る部分につき特許無効審判を請求したところ（無効2019-800072号）、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（本件審決）をし、原告がその取り消しを求めた。

本判決では、本件審決がした引用発明（甲4（米国FLEXcon社が平成19年11月から平成20年5月に発表した「REFLECTAmark-Reflective Pressure-Sensitive Film Series」と題するカタログ）に記載されている発明）の認定には誤りがあり、したがって、本件審決がした本件発明と引用発明の一一致点及び相違点の認定にも誤りがあり、本件発明と引用発明の正しい相違点に係る本件発明の構成は引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得たものであると判断し、本件審決を取り消した。

本件特許のうち請求項1に係る発明（本件発明）は以下の通り。
【請求項1】

入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材と、前記再帰反射材の表面に印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層と、
 を備えることを特徴とする図柄表示媒体。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2019-800072号事件について令和3年5月18日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

取消事由1-1（甲4発明の認定の誤り）について
 甲4の記載等

甲4の記載及び、通常光下では黒色であった商品サンプルがフラッシュ光下では肌色様に見えることや弁論の全趣旨も併せ考慮すると、甲4に貼付された黒色の商品サンプルは、「黒色の再帰反射フィルム」であると認めるのが相当である。

また、甲4の2頁目（表紙を除く）における「従来の印刷手法に加え、溶剤及びUVインクジェットに対応しています」との記載は、甲4の黒色の再帰反射フィルムに溶剤インクジェット印刷を施すことが可能であることを意味するものと解され、溶剤インクジェット印刷が施されれば、黒色の再帰反射フィルムの上に印刷層が形成されるることは明らかであるから、甲4には「溶剤インクジェット印刷を施すことにより印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム」が記載されているといえる。

そこで進んで、甲4に「溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム」が記載されているかにつき検討する。

印刷層の形成に関し、甲4には「従来の印刷手法に加え、溶剤及びUVインクジェットに対応しています」との記載があるのみであり、溶剤インクジェット印刷が非透光性のインクを用いたものに限られるとの記載又は示唆はみられない。

ここで、溶剤インクジェット印刷の意義等に関し、甲18（全日本印刷工業組合連合会（教育・労務委員会）編「印刷技術」（平成20年7月発行））等の各証拠における記載からすれば、本件出願日当時、溶剤インクジェット印刷においては、透光性（透明性）を有するCMYのインクが広く用いられていたものと認められるから、仮に、本件出願日当時、溶剤インクジェット印刷において非透光性のインクが用いられることがあったとしても、溶剤インクジェット印刷に対応しており、かつ、前記のとおり、溶剤インクジェット印刷が非透光性のインクを用いたものに限られるとの記載も示唆もみられない甲4の記載に接した当業者は、甲4は透光性を有するインクを用いた溶剤インクジ

エット印刷に対応しているものと容易に理解したといえる。

以上によると、甲4には「溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム」が記載されていると認められるから、甲4発明は、そのように認定するのが相当である。これと異なる本件審決の認定は誤りである。

以上のとおりであるから、取消事由1-1（甲4発明の認定の誤り）は理由がある。

取消事由1-2（一致点及び相違点の認定の誤り）について

前記のとおりの本件発明と前記のとおり認定した甲4発明とを対比すると、両者の一致点及び相違点は、次のとおりであると認められる。これと異なる本件審決の認定は誤りであり、取消事由1-2は理由がある。

（一致点1）

「入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材を備え、前記再帰反射材の表面に印刷により形成された透光性の印刷層を備えることができる表示媒体」（相違点1）

印刷層に關し、本件発明が「印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層」を備えるのに対し、甲4発明は、透光性の印刷層を備えることはできるものの、図柄の印刷を実際に施して「図柄からなる透光性の印刷層」を形成していない点

取消事由1-3（相違点についての判断の誤り）について

（1）印刷により形成された透光性の印刷層を形成することについて

甲4発明は、「溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム」であるから、溶剤インクジェット印刷を施すことにより甲4発明に透光性の印刷層を形成することは、甲4発明において普通に想定されていた事柄であるといえる。したがって、本件出願日当時の当業者は、甲4発明自体から、これに溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成するとの構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

（2）図柄からなる印刷層を形成することについて

甲4の記載によれば、甲4発明は、図柄からなる印刷層を形成することを想定していると認めることができる。

さらに、甲63（インターネット上の電子掲示板（uksignboards）への投稿記事（2011年2月15日））等の各証拠における記載から、黒色の再帰反射フィルムに文字、図柄等からなる印刷層を形成することは、本件出願日当時の周知技術であったと認められる。以上に加え、上記のとおり甲4発明自体が図柄からなる印刷層を形成することを想定していることも併せ考慮すると、本件出願日当時の当業者は、甲4発明及び上記周知技術に基づいて、甲4発明に図柄からなる印刷層を形成するとの構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。

以上によると、本件出願日当時の当業者は、甲4発明及び周知技術に基づいて、相違点1に係る本件発明の構成に容易に想到することができたと認めるのが相当である。取消事由1-3は理由がある。

以上の次第であり、取消事由1は全体として理由があることになるから、取消事由2-1ないし2-3について判断するまでもなく、原告の請求は理由がある。

第4 考察

特許審査基準では「『刊行物に記載された発明』とは、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握できる発明をいう。」「本願出願時ににおける技術常識を参考することにより当業者が当該刊行物に記載されている事項から導き出せる事項（刊行物に記載されているに等しい事項）も、刊行物に記載された発明の認定の基礎とすることができる。」としている。

周知技術を参考して引用例記載の発明を認定している本判決では、審決が行った引用例記載の発明の認定に誤りがあった、としている。

実務の参考になるところがあると思われる所以紹介した。

以上

マルチマルチクレームの制限への実務的対応策

本年4月1日以降に行う特許出願に課されるようになったマルチマルチクレームに対する制限への実務的対応の一例を紹介する。

特許庁が例示するマルチマルチクレーム

特許庁審査第一部調整課審査基準室は、マルチマルチクレーム制限を説明する事例として、以下のような特許請求の範囲の記載を紹介している。

【請求項1】Aを備える装置。

【請求項2】更にBを備える請求項1記載の装置。

【請求項3】更にCを備える請求項1又は2記載の装置。

【請求項4】更にDを備える請求項1～請求項3のいずれかに記載の装置

【請求項5】Dがd1である請求項4に記載の装置。

この例では、請求項3が、請求項1、2を択一的に引用しているので「他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項」=マルチクレームである。

請求項4は、マルチクレームである請求項3を引用し、他の二以上の請求項である請求項1、2、3の中から択一的な選択を行う形式であるので、「マルチクレームを引用する、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項」=マルチマルチクレームということになる。

請求項4がマルチマルチクレームであることから、請求項4を引用する請求項5は、マルチマルチクレームを引用する請求項になる。

マルチマルチクレーム制限の概要

本年4月1日以降に行われた特許出願の特許請求の範囲に上述の請求項4のようなマルチマルチクレームが含まれている場合には特許請求の範囲の記載要件違反（特許法第36条第6項第4号（委任省令要件）違反）の拒絶理由を受ける。

また、マルチマルチクレームの請求項及びこれを引用する請求項については、マルチマルチクレームに係る委任省令要件（特許法第36条第6項第4号）以外の特許要件（新規性や進歩性など）の審査が行われない、という対応がされる（マルチマルチクレーム制限に伴う特許・実用新案審査基準の改訂）。

そこで、上述した例の状態で審査を受けると、請求項4、5の発明については、「マルチマルチクレームに係る委任省令要件（特許法第36条第6項第4号）違反」という拒絶理由を受けるだけで、新規性や進歩性などの特許要件については審査を受けることができない。

マルチマルチクレーム制限への対応策

上述した請求項4の記載で「マルチマルチクレームに係る委任省令要件違反」の拒絶理由を受けた場合、以下のように補正することでこの拒絶理由は解消可能である。

【(補正後の)請求項4】更にDを備える請求項1又は2記載の装置。

【請求項5】Dがd1である請求項4に記載の装置。

【(追加する)請求項6】更にDを備える請求項3記載の装置。

【(追加する)請求項7】Dがd1である請求項6に記載の装置。

(補正後の)請求項4は補正前の請求項3と同じマルチクレーム形式になった。

追加する請求項6は、マルチクレームである請求項3のみを引用している形式で、「『マルチクレームを引用する、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項』=マルチマルチクレーム」という形式ではなくなっている。

(補正後の)請求項4も、追加する請求項6もマルチマルチクレームではなくなっているので、上述の特許庁が例示した記載と同一の表現である請求項5も、追加する請求項7も、「マルチマルチクレームの請求項を引用する請求項」ではなくなっている。

このように補正することで「マルチマルチクレームに係る委任省令要件違反」の拒絶理由は解消できるが、(補正後の)請求項4～(追加する)請求項7記載の発明について、審査官が新規性、進歩性、等の特許要件について検討して、この補正が行われたことのみを原因として新規性欠如、進歩性欠如、等の拒絶理由を通知するときには、新規性、進歩性、等の特許要件について一回目の検討で通知される拒絶理由であるにもかかわらず「最後」の拒絶理由とされることになる（マルチマルチクレーム制限に伴う特許・実用新案審査基準の改訂）。

このため、この最後の拒絶理由に対応するべく特許請求の範囲の補正を行う際には、請求項の削除や、請求項記載の発明の限定的減縮しかできない、等の、最後の拒絶理由通知を受けた場合の特許請求の範囲の補正に課される制限を受ける。

また、特許庁で審査を受けるために行う審査請求では、基本料金：138,000円+請求項の数×@4,000円という審査請求料金を特許庁に納付する必要があることから、上述したように補正すると、追加した請求項の数に応じた審査請求料金（一請求項あたり4,000円）を追加納付する必要が生じる。

これは、最初から、請求項1～(追加する)請求項7の状態で審査を受けた場合も同様で、上述の特許庁が例示した記載で審査請求する場合より請求項の数が2個多い分の審査請求料支払いが必要になる。

マルチマルチクレーム制限を考慮した特許請求の範囲の記載

特許請求の範囲で、独立請求項である請求項1には、特許出願の目的達成・課題解決のために、少なくともこれだけの事項が必要である、と特許出願人が考えている、広い効力範囲をカバーしようとする発明が記載されている。このため、請求項1記載の発明に対しては、「拒絶理由に引用した先行技術文献記載の発明に基づいて容易に発明できたので進歩性欠如」という指摘を受けることが多い。この場合に、請求項1を引用する形式の請求項2以降の従属請求項記載の発明は、どのような構成要件が請求項1記載の発明に対して追加されて、請求項1記載の発明がどのように限定・減縮されると進歩性が認められるものになるか、を検討、判断できるものになる。

マルチマルチクレーム制限の拒絶理由を受けないようにして、より適切な発明保護を受けるべく、請求項1を引用する形式の請求項2以降の従属請求項でそれぞれどのような限定を行って特許要件（進歩性）の判断を受けることが適切であるか、これを、適切な審査請求料金の範囲内で行うときに、各従属請求項をどのような表現にすればよいか、各従属請求項が引用する先行している請求項の表示をどのようにすればよいか、慎重に、特許請求の範囲の各請求項の記載を準備することが望ましい。

審決紹介

本願商標「大人のプロテイン」は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2021-6765、令和4年3月8日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和元年6月28日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和2年8月7日付け：拒絶理由通知書

令和2年11月19日：意見書及び手続補正書の提出

令和3年2月18日付け：拒絶査定

令和3年5月26日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「大人のプロテイン」の文字を標準文字で表してなり、第5類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、登録出願され、その後、指定商品については、上記1の手続補正書により、第5類「プロテインを含むサプリメント、プロテインを含む粒状・錠剤状・カプセル状・顆粒状・ペースト状・液体状のサプリメント」他に補正されたものである（※指定商品の詳細については記載省略）。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、『大人のプロテイン』の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の『大人』の文字は『十分に成長した人』等の意味を、また、『プロテイン』の文字は『蛋白質』の意味を有する語として、それぞれ一般に使用されているものであるから、本願商標は構成全体から、『十分に成長した人用の蛋白質』程の意味合いを想起させものである。そして、本願の指定商品を取り扱う分野において、蛋白質を含有する大人用の商品が取引されている実情が認められ、さらに、そのような商品を『大人のプロテイン』と称して製造・販売している実情も認められる。そうすると、本願商標をその指定商品のうち、例えば、「プロテインを含む大人用のサプリメント」に使用しても、これに接する取引者、需要者に、単に商品の品質、原材料及び用途を認識させるにすぎないから、本願商標は商品の品質等を普通に用いられる方法で表示するにすぎないもの」というのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品以外の商品に使用するとときは、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「大人のプロテイン」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「大人」の文字は「十分に成長した人。一人前になった人。成人。」「考え方・態度が老成しているさま。分別のあるさま。」等の意味を、「プロテイン」の文字は「蛋白質」の意味を有する語（いずれも「広辞苑第七版」株式会社岩波書店）である。

そして、「大人」の文字と「プロテイン」の文字を格助詞「の」で結合した「大人のプロテイン」の構成文字全体として原審説の意味合いで暗示させる場合があるとしても、いまだ漠然としたものであり、本願の指定商品との関係においては、直ちに商品の品質等を具体的かつ直接的に表したものと理解、認識せることはいい難く、特定の語義を有することのない一種の造語として認識されるところが自然である。

また、当審において、戴権をもって検査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「大人のプロテイン」の文字が、商品の具体的な品質等を表示するものとして、取引上普通に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質等を表示したものと認識するといふべき事情も発見できなかった。

してみれば、本願商標は、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいはず、自他商品役務の識別標識としての機能を果たし得るものであり、かつ、商品の品質について誤認を生じるおそれもないというべきである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとはいえないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

別掲（本願商標）



本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第4号に該当しないと判断された事例（不服2021-6807、令和4年3月8日審決）

1 手続の経緯

本願は、平成31年4月16日の出願であって、令和2年3月26日付けの拒絶理由の通知に対し、同年6月30日に意見書及び手続補正書が提出されたが、同3月26日付けで拒絶査定がなされ、これに対して、同年6月30日に拒絶査定不服審判の請求がなされると同時に手続補正書が提出されたものである。

2 本願商標

本願商標は、別掲のとおりの構成よりなり、第30類及び第43類に属する願書記載のとおりの商品及び役務を指定商品及び指定役務として登録出願されたものであり、その後、上記1の手続の補正により、最終的に、第30類「パン」及び第43類「宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供」と補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

本願商標は、「たち川」の文字を、毛筆体で横書きにしてなるところ、その構成態様は特殊な態様で表されたものということはできず、普通に用いられる方法の域を脱しない方法で表されたものと判断される。

そして、「たち川」の文字は、「タチカラ」を表音とする語を表記したものと看取されるのが自然であるところ、「タチカラ」を表音とする語として、「太刀川」、「篠川」など複数の語が存在するとしても、「立川」の語を平仮名と漢字で表記したものとして看取する場合も少なくないところが相当である。

また、「立川」の姓氏の者が全国におよそ25,100人存在することからすれば、「立川」の文字は、一般に認識されているありふれた氏といえるものである。

さらに、例えば、本願商標の指定役務中の「飲食物の提供」との関係において、姓氏を店名等に使用する場合、「すず木」、「たか橋」、「田なか」などのように、漢字の一つを平仮名で表することが広く行われており、「立川」についても、「たち川」と表すことが行われている実情がある。

そぞると、「たち川」の文字は、一般に認識されているありふれた氏である「立川」に通ずるものであるから、本願商標は、ありふれた氏を普通に用いられる方法の域を脱しない方法で表示する標章のみからなるものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第4号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、「たち川」の文字を毛筆体で表してなるものであるから、普通に用いられる方法で表された標章といえるものである。

そして、その構成中の「たち」の文字は、「獸の臓腑」の意味を有する語（広辞苑第7版）であるが、当該「たち」を読みとる漢字をみたときには、例えば、「立」、「貢」、「館」、「大刀・太刀」及び「達」など複数の語（いずれも前掲書）が認められる。

また、原審において示した「名字由来net」のウェブサイト（<https://myoji-yurainet/>）によれば、「たちわ」を読みとる姓氏は、「立川」のほか「大刀川」、「達川」、「篠川」、「建川」、「田地川」、「多知川」など複数認められる。

そぞると、本願商標は、その構成文字に相応する「たちかわ」の読みから、姓氏の一つである「立川」のみを想起させるものとはい難いものである。

さらに、当審における職権調査に際れば、「たち川」の文字が、世間一般にありふれた氏又は名称として採択・使用されているという事実は発見できなかった。

以上から、本願商標は、これをその指定商品及び指定役務に使用しても、ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえないものであつて、自他商品及び自他役務の識別標識機能を果たすものと判断するのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第4号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

おしらせ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和37(1962)年 〃47(1972)年 〃57(1982)年 平成4(1992)年 平成14(2002)年 平成14(2002)年 平成24(2012)年	商標登録第600152号の2～第601683号 商標登録第987097号～第990000号 商標登録第1547724号～第1553472号 商標登録第2473505号～第2483500号 商標登録第3371444号～第3371447号 商標登録第4616765号～第4626437号 商標登録第5531917号～第5540558号
--	---

毎年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和元年7月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは6月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特許	商標
令和4年3月分	37,768	16,865
前年比	99%	95%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm